

基監発 0628 第 1 号  
基安安発 0628 第 3 号  
基安労発 0628 第 1 号  
基安化発 0628 第 1 号  
令和 6 年 6 月 28 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
監督課長  
安全衛生部安全課長  
安全衛生部労働衛生課長  
安全衛生部化学物質対策課長  
( 契 印 省 略 )

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた安全衛生分野等の対応について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日)及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和 4 年 12 月 21 日。以下「工程表」という。)がデジタル臨時行政調査会において決定され、安全衛生分野の法令やガイドライン等についても、見直しの対象とされたところであるが、今般、工程表において令和 6 年 6 月までに点検・見直しを行うこととされている 7 項目のアナログ規制(目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制及び往訪閲覧・縦覧規制)について、安全衛生分野等に関するデジタル技術への対応等を下記のとおり整理したので、了知されたい。

## 記

### 1 基本的考え方

近年のデジタル技術の進展によって、高精細カメラ等で遠隔地から詳細に作業場所を視認し記録することやセンサーによる連続監視等が可能になっている。一方、嗅覚や触覚に関すること等、現在のデジタル技術では必ずしも十分に対応できない点も見られており、安全衛生分野等におけるデジタル技術の活用にあたっては、こうしたデジタル技術の優位点や限界を踏まえて対応していくことが必要である。

また、これまで目視による巡視や定期点検・測定等を通じて確保してきた作業現場等における安全衛生水準が、デジタル技術の活用によって低下することはあってはならず、デジタル技術の活用は、法令やガイドライン等で定める各種措置の趣旨目的に照らし、当該

措置が的確に実施可能と考えられる場合に行うことが適当である。

## 2 個別事項

### (1) 目視規制（別表 1）

ア 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 18 条の 8 第 1 号に定める店社安全衛生管理者の作業場所の巡視

(ア) 店社安全衛生管理者の作業場所の巡視には、定点カメラやモバイルカメラ等のデジタル技術を活用した遠隔からの巡視（以下「遠隔巡視」という。）が含まれること。

(イ) 遠隔巡視の実施は、作業場所の巡視の趣旨目的に照らし、目視等による作業場所の巡視と同等以上の安全衛生水準が確保され、巡視が的確に実施可能と考えられる場合に行うこと。

(ウ) 重大な災害の発生リスクが大きい場合（リスクが大きい作業の実施時、新たな作業や工法の導入時、作業工程の変更時等）には、目視等による作業場所の巡視を行うことが適当であること。このほか、作業場所の状況に応じ、隔月に 1 回等の一定の頻度で目視等による作業場所の巡視を行うことが適当であること。

(エ) 遠隔巡視の留意点等については、「令和 5 年度 ICT を活用した労働災害防止対策のあり方に関する検討委員会報告書」（令和 6 年 3 月建設業労働災害防止協会）の内容に準じて行うことが望ましいこと。

### (2) 定期検査・点検規制（別表 2-1 ないし 2-4）

ア 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項に基づく定期自主検査（別表 2-1 に掲げるものに限る。）においては、温度・ひずみ・電流等のセンサーを用いた測定を通じて確認するほか、以下に掲げる手法等を用いて、デジタル技術により検査項目の適否を適切に確認できる場合、検査を行ったと認められること。また、安衛則第 151 条の 108、第 151 条の 109、第 353 条及び第 373 条に基づく検査・点検・確認も同様であること。

(ア) 目視や測定等を用いた検査項目について

機械等の種類に応じた検査・点検・確認の項目のうち、損傷、摩耗、部材の状態等を目視や測定等により確認するものについては、当該検査等の趣旨目的に照らし、各種センサーや高精細カメラ等のデジタル技術により、従前の目視や測定等と同等以上の精度で適否を確認できる場合は、当該項目の検査を行ったと認められること。

なお、デジタル技術を用いた場合には、法令により保存が義務づけられているものに加え、可能な範囲で当該点検に係る電子データ等を記録・保存することが望ましいこと。

(イ) 電子制御式の原動機について

電子制御式の原動機では、内部センサーの情報に基づく状態制御により検査項目の適否を確認することができるものがある。

このため、電子制御式の原動機に関する検査は、従来の分解等による検査方法の

ほか、内部センサーの情報等の方法により適切に適否を確認できる場合は、モニター等に表示された情報を確認することにより、当該項目の定期自主検査を行ったと認められること。

これは、令和5年3月31日付け基発0331第48号「フォークリフトの定期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の21の自主検査に係るもの）等の公表等について」記の3と同旨であること。

(ウ) 連続して運転する機械等について

ボイラーや第一種圧力容器のうち、連続して運転するものに関する定期自主検査については、使用中に行っても差し支えないとされているが、使用中にデジタル技術を活用して検査項目を確認する場合も、当該項目の定期自主検査を行ったと認められること。

(エ) 土止め支保工の点検について

デジタル技術を用いた点検は、土止め支保工の点検の趣旨目的に照らし、目視による点検と同等以上の安全衛生水準が確保され、点検が的確に実施可能と考えられる場合に行うこと。中震以上の地震の後及び大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後等、重大な災害の発生リスクが大きい場合には、目視による点検を行うことが適当であること。

イ 安衛則第590条第1項に基づく作業環境測定においては、法令上定められた測定の方法と同等以上の精度を長期にわたり保つことができるなど技術上同等以上と認められる方法により常時測定が行われる場合は、同項の解釈上、定期に測定を行っているものとして差し支えないこと。

その場合において、事業者は、測定を管理する者を定め、定期に測定を行うこととされている期間以内ごとに1回、常時測定が適切に行われていることをその者に確認させること。また、記録については、上記の確認毎に保存することとするが、測定の結果が常時記録され、法令で定める記録の保存期間以上の期間にわたって残されている場合は、それをもって記録を保存していることとして差し支えないこと。

なお、常時測定が行われる場合、記録の保存において、測定等を管理する者を測定を実施した者として差し支えないこと。

上記については、別表2-2に掲げる測定・検査・点検・調査も同様であること。

ウ 別表2-3に示す化学物質対策関係及び粉じん対策関係（坑内作業関係を除く。）に係る考え方は以下のとおりであること

(ア) 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）に規定する定期自主検査、測定等については、令和5年4月より、化学物質の管理が一定の良好な水準にあり、所轄都道府県労働局長の認定を受けた事業場は、測定等に関する規定を適用除外し自律的な管理に移行することが可能となった（有機則第4条の2、

鉛則第3条の2、特化則第2条の3及び粉じん則第3条の2)。これにより、認定を受けた事業場での、定期自主検査、測定等の頻度については事業場に委ねられるものであること。

- (イ) 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に規定する定期自主検査等については、石綿は毒性が高く少量のばく露で重篤な健康障害が生じるリスクが高いことを踏まえ、今回見直しが求められている規定については、今後の技術革新等により信頼性の高いデジタル技術が開発された場合に、目視や実地による定期自主検査や測定の実施等を要しないとする等の所要の対応を行うこととしていること。
- (ウ) 安衛則第276条に基づく化学設備及びその附属設備の定期自主検査については、化学設備等定期自主検査指針（昭和59年定期自主検査指針公示第7号）において検査対象ごとに検査手法が規定されている。当該指針の下での検査手法については、「化学設備等定期自主検査指針」における目視検査の取り扱いについて」（令和3年9月28日付け基安化発0928第1号）において、ドローンの活用の取扱いについて示しており、一定の条件の下で、一部の検査項目についてドローンに搭載したカメラ等で撮影された画像等を確認することで現地での目視に代えることとして差し支えないこととしている点を改めて了知すること。
- (エ) 安衛則第592条の2第1項に基づく濃度測定については、ダイオキシン類については、最も毒性が強いとされる2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシンについて、発がんリスクが高いことを踏まえ、今回見直しが求められている規定については、今後の技術革新等により信頼性の高いデジタル技術が開発された場合に、目視や実地によるダイオキシン類の濃度測定を要しないとする等の所要の対応を行うこととしていること。
- エ 安衛則第52条第1項及び第2項に定める定期健康診断結果報告等については、「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（令和6年3月28日付け基発0328第15号）により、令和7年1月1日から施行される電子申請の原則義務化について示しているところであるが、別表2-4に示す各種健康診断の結果報告については、電子申請の原則義務化の対象であるかにかかわらず、電子申請の利用が可能であることから、各種機会を捉えてその利用を勧奨すること。

### (3) 常駐・専任規制（別表3）

#### ア 安全管理者

法第11条第1項に基づく安全管理者の選任に係る安衛則第4条第1項第2号の規定における「専属の者」については、その事業場のみに勤務する者をいうが、次のような場合も認められるものであること。

- (ア) 平成18年3月31日付け基発0331005号「分社化に伴い分割された事業場における安全管理者等の兼務について」のとおり、一定の要件を満たす場合、分社化に伴い分割された複数の事業場の安全管理者を兼務しても差し支えないこと。
- (イ) 昭和47年9月18日付け発基第91号「労働安全衛生法の施行について」記の第

2の3のとおり、事業場のとらえ方については、「場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うこと」とされており、このような場合には、別個の店舗や事務所等であっても同一の安全管理者が選任されるべきものであること。

(ウ) 複数の安全管理者を選任する必要がある事業場においては、安衛則第4条第1項のとおり、安全管理者のうち1名は当該事業場に属さない労働安全コンサルタントとすることとして差し支えないこと。

また、同項第4号において、一定規模以上の事業場における安全管理者のうち少なくとも一人を「専任の安全管理者」と規定されているところ、当該「専任の安全管理者」とは、昭和27年9月20日付け基発第675号「労働基準法の一部を改正する法律等の施行について」のとおり、通常の勤務時間を専ら安衛則第6条に規定する事項を行うために費やす者をいい、例えば、業務の一部に労働衛生の業務が含まれている場合には安全管理と密接な関係があり、かかる関連業務を妨げるものではないこと。また、当該事項を行うために事業場に常駐することを求めたものではないこと。

#### イ 衛生管理者

法第12条第1項に基づく衛生管理者の選任に係る安衛則第7条第1項第2号の規定における「専属の者」については、第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は安衛則第10条各号に掲げる者のいずれの者から衛生管理者を選任する場合も、その事業場のみに勤務する者をいうが、次のような場合も認められるものであること。

(ア) 平成18年3月31日付け基発0331005号「分社化に伴い分割された事業場における安全管理者等の兼務について」のとおり、一定の要件を満たす場合、分社化に伴い分割された複数の事業場の衛生管理者を兼務しても差し支えないこと。

(イ) 昭和47年9月18日付け発基第91号「労働安全衛生法の施行について」記の第2の3のとおり、事業場のとらえ方については、「場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うこと」とされており、このような場合には、(3)ア(イ)と同様に、別個の店舗や事務所等であっても同一の衛生管理者が選任されるべきものであること。

(ウ) 複数の衛生管理者を選任する必要がある事業場においては、安衛則第7条第1項第2号のとおり、衛生管理者のうち1名は当該事業場に属さない労働衛生コンサルタントとすることとして差し支えないこと。

また、安衛則第7条第1項第5号では、一定規模以上の事業場における衛生管理者のうち少なくとも一人を「専任の衛生管理者」と規定されているところ、当該「専任」については、上記(3)アの安全管理者に係る「専任」と同様であり、

通常の勤務時間を専ら衛生管理の業務を行うために費やす者をいうが、例えば業務の一部に安全管理の業務が含まれている場合には衛生管理と密接な関係があり、かかる関連業務を妨げるものではないこと。また、衛生管理者には、事業場の安全衛生管理や作業の実態等を踏まえ、衛生管理者の役割を適切に果たすことができる場所において、労働衛生の管理に係る業務に従事することが求められること。

ウ 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 4 号別添）の連絡責任者

同ガイドラインの 3（2）において、「事業者は、作業現場ごとに、連絡責任者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させる」とされているところ、連絡責任者は伐木の作業等と兼任しても差し支えないこと。また、連絡責任者は、労働災害の発生時において、消防機関等救急機関への連絡、応急措置の実施、傷病者の搬送等の措置等を行うものであり、連絡責任者が職務を行う場所は林業の作業現場であるが、今後の技術革新等により信頼性の高い技術が開発され、連絡責任者の趣旨目的に照らし、連絡責任者の職務が的確に実施可能と考えられる場合には、連絡責任者を現場に配置する必要はなくなるものであること。

エ 「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」（平成 29 年 3 月 21 日付け基発 0321 第 4 号別紙）の専任管理者

同ガイドラインの第 4 の 6（7）において、「掘進中は、中央管理室又はシールドマシンにおいて専任管理者が常駐し、掘進管理を行うこと」とされているところ、これは、管理者の選任による適切な掘進管理を念頭においた記載であり、管理者の兼任や非常駐を必ずしも妨げるものではないこと。デジタル技術の活用により、専任管理者が常駐する場合と同等以上の掘進管理が実施できる場合には、管理者の兼任及び非常駐が認められるものであること。

#### （4）その他

ア 法第 30 条第 1 項第 3 号に基づく特定元方事業者による作業場所の巡視（目視規制）については、令和 6 年 6 月 28 日付け基安安発 0628 第 1 号「特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について」に基づき適切に実施すること。

また、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（令和 6 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 1 号別添）の切羽監視責任者（常駐・専任規制）については、同ガイドラインにおいて、「常時監視の方法については、監視装置、各種センサー等のデジタル技術を活用して差し支えないが、切羽監視責任者が直接目視で監視する場合と同等以上の安全衛生水準を確保できるようにする必要があること」を追記し整理済みであること。

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「ビル管理法」という。）に関して、建築物環境衛生管理基準等の維持管理のために設けられている定期検査・点検等の今後の規制の在り方について、本省健康・生活衛生局において検討が行われているところであり、今後、ビル管理法第 4 条に基づく建築物環

境衛生管理基準を満たすものとして常時行われる測定等の方法で、事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）の測定等においても適用されるものについては、原則として、上記 2（2）イにおける技術上同等以上と認められる方法として差し支えないこと。

別表 1（目視規制関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
労働安全衛生規則	昭和 47 年労働省令第 32 号	第 18 条の 8 第 1 号

別表 2 - 1（定期検査・点検規制関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
労働安全衛生規則	昭和 47 年労働省令第 32 号	第 134 条の 3、第 135 条、第 141 条、第 151 条の 21、第 151 条の 22、第 151 条の 31、第 151 条の 32、第 151 条の 38、第 151 条の 39、第 151 条の 53、第 151 条の 54、第 151 条の 108、第 151 条の 109、第 167 条、第 168 条、第 194 条の 23、第 194 条の 24、第 228 条、第 229 条、第 230 条、第 299 条、第 317 条、第 351 条、第 353 条及び第 373 条
ボイラー及び圧力容器安全規則	昭和 47 年労働省令第 33 号	第 32 条、第 67 条、第 88 条及び第 94 条
クレーン等安全則	昭和 47 年労働省令第 34 号	第 34 条、第 35 条、第 76 条、第 77 条、第 119 条、第 120 条、第 154 条、第 155 条、第 192 条、第 208 条及び第 209 条
ゴンドラ安全規則	昭和 47 年労働省令第 35 号	第 21 条

別表 2 - 2（点検規制関係：労働衛生及び年少者の訓練生を就かせる危険有害業務）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
労働安全衛生規則	昭和 47 年労働省令第 32 号	第 590 条第 1 項、第 592 条第 1 項、第 603 条、第 605 条第 2 項、第 607 条、第 612 条、第 619 条第 2 号
高気圧障害防止規則	昭和 47 年労働省令第 40 号	第 22 条、第 34 条、第 45 条
電離放射線障害防止規則	昭和 47 年労働省令第 41 号	第 18 条の 5、第 18 条の 6、第 18 条の 9、第 29 条第 1 項、第 41 条の 10 第 1 項第 4 号、第 54 条、第 55 条第 1 項
事務所衛生基準規則	昭和 47 年労働省令第 43 号	第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 9 条の 2 第 2 号、同第 3 号、同第 4 号、第 10 条第 3 項、第 15 条第 2 号
粉じん障害防止規則	昭和 54 年労働省令第 18 号	第 6 条の 3

労働基準法施行規則	昭和 22 年厚生省令第 23 号	別表第一（年少者労働基準規則第 8 条第 33 号の項下欄第 3 号）
情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて	令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 3 号・一部改正令和 3 年 12 月 1 日付け基発 1201 第 7 号の別添	6（2）
事故由来廃棄物等処理業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインの策定について	平成 25 年 4 月 12 日付け基発第 0412002 号・最終改正令和 5 年 4 月 27 日付け基発第 0427 第 6 号の別添 1	第 11 の 2

別表 2 - 3（点検規制関係：化学物質関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
労働安全衛生規則	昭和 47 年労働省令第 32 号	第 276 条及び第 592 条の 2 第 1 項
有機溶剤中毒予防規則	昭和 47 年労働省令第 36 号	第 19 条の 2 第 2 号、第 20 条第 2 項、第 20 条の 2 及び第 28 条第 2 項
鉛中毒予防規則	昭和 47 年労働省令第 37 号	第 34 条第 3 号、第 35 条第 2 項、第 52 条第 1 項及び第 2 項
特定化学物質障害予防規則	昭和 47 年労働省令第 39 号	第 28 条第 2 号、第 29 条、第 30 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 36 条第 1 項
粉じん障害防止規則	昭和 54 年労働省令第 18 号	第 17 条第 2 項及び第 26 条第 1 項
石綿障害予防規則	平成 17 年厚生労働省令第 21 号	第 20 条第 2 号、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項及び第 2 項、第 23 条並びに第 36 条第 1 項

別表 2 - 4（健康診断結果報告関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
労働安全衛生規則	昭和 47 年労働省令第 32 号	第 44 条
有機溶剤中毒予防規則	昭和 47 年労働省令第 36 号	第 29 条第 2 項第 1 号、第 29 条第 2 項第 2 号、第 29 条第 2 項第 3 号、第 29 条第 2 項第 4 号
鉛中毒予防規則	昭和 47 年労働省令第 37 号	第 53 条第 1 項、第 53 条第 3 項
高気圧作業安全衛生規則	昭和 47 年労働省令第 40 号	第 38 条
四アルキル鉛中毒予	昭和 47 年労働省令第 38 号	第 22 条第 1 項、第 22 条第 3 項

防規則		
石綿障害予防規則	平成 17 年厚生労働省令第 21 号	第 40 条第 1 項
電離放射線障害防止規則	昭和 47 年労働省令第 41 号	第 56 条、第 56 条の 2
東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則	平成 23 年厚生労働省令第 152 号	第 20 条第 1 項

別表 3（常駐・専任規制関係）

法令等名称	制定年月日及び番号	条項等
労働安全衛生規則	昭和 47 年労働省令第 32 号	第 4 条第 1 項、第 7 条第 1 項
林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン	平成 6 年 7 月 18 日付け基発第 461 号の 3 別添	3（2）
シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン	平成 29 年 3 月 21 日付け基発 0321 第 4 号別紙	第 4 の 6（7）